

旧	新
づくり技術センターが運用している兵庫県新技術・新工法活用システム、及び国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。 第1210条 調査業務及び計画業務の成果 1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。 2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。 3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。 4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。 なお、専用ソフト等による解析のため計算過程を明記できないものについては、専用ソフトの仕様、入力条件及び出力条件を明記するものとする。 5. 受注者は、成果品一覧表又は特記仕様書に基づき成果品を作成するものとする。 第1211条 設計業務の成果 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 (1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説しとりまとめるものとする。 施設台帳等は、「施設台帳等作成・登録マニュアル」（兵庫県県土整備部平成25年10月）により作成するものとする。 (2) 設計計算書等 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。 (3) 設計図面 設計図面は、「CAD製図基準(案)」（国土交通省）、「CAD製図基準に関するガイドライン(案)」（国土交通省）により作成に示す方法により作成するものとする。 (4) 数量計算書 数量計算は、「土木工事数量算出要領(案)」（兵庫県県土整備部版）により行うものとし、算出した結果は、主要技術基準及び「土木工事数量算出要領(案)」（兵庫県県土整備部版）に基づき工種別、区間別にとりまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。 (5) 概算工事費 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。 (6) 施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載す	づくり技術センターが運用している兵庫県新技術・新工法活用システム、及び国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。 第1210条 調査業務及び計画業務の成果 1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。 2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。 3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。 4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。 なお、専用ソフト等による解析のため計算過程を明記できないものについては、専用ソフトの仕様、入力条件及び出力条件を明記するものとする。 5. 受注者は、成果品一覧表又は特記仕様書に基づき成果品を作成するものとする。 第1211条 設計業務の成果 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 (1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説しとりまとめるものとする。 施設台帳等は、<u>「施設台帳等作成の手引き」（兵庫県県土整備部）</u>により作成するものとする。 (2) 設計計算書等 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。 (3) 設計図面 設計図面は、「CAD製図基準(案)」（国土交通省）、「CAD製図基準に関するガイドライン(案)」（国土交通省）により作成に示す方法により作成するものとする。 (4) 数量計算書 数量計算は、「土木工事数量算出要領(案)」（兵庫県県土整備部版）により行うものとし、算出した結果は、主要技術基準及び「土木工事数量算出要領(案)」（兵庫県県土整備部版）に基づき工種別、区間別にとりまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。 (5) 概算工事費 概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。 (6) 施工計画書 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載す
I -6-16	I -6-16